

## おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例

令和3年3月15日  
条例第1号

### (目的)

第1条 この条例は、人口減少が著しい地区に住宅を取得又は増改築したことにより、当該地区に転入又は転居する者に対し、甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、人口減少及び少子高齢化を抑制し、もって地域の活力の維持向上を図ることを目的とする。

### (助成対象地区)

第2条 助成金の対象地区（以下「助成対象地区」という。）は、おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則(令和2年おいらせ町教育委員会規則第7号)第2条に定める甲洋小学校及び下田小学校の通学区域とする。

### (助成対象住宅)

第3条 助成金の交付対象となる住宅は、次のいずれかとする。

- (1) 新たに建築されて3年以内の、人が居住したことがない居住用建物で、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の居住の目的で建築する住宅又は購入する建売分譲住宅（以下「新築住宅」という。）
- (2) 建築から3年を超える居住用建物又は既に人が居住したことがある居住用建物（以下「中古住宅」という。）（ただし、申請者又はその配偶者が居住又は所有していた住宅を除く。）
- (3) 申請者又はその配偶者の直系尊属（以下「親等」という。）と同居するために増改築する、親等が居住する住宅（以下「親等同居住宅」という。）

### (助成対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、次の各号のすべてに該当する世帯の世帯主又はその配偶者とする。

- (1) 世帯主、配偶者又はこれらの直系親族が第3条に規定する住宅を取得又は増改築したことにより、助成対象地区に転入又は転居した世帯
- (2) 前号により取得または増改築した住宅（以下「取得住宅」という。）に転入又は転居した日の前日まで連続して3年以上、助成対象地区以外の地区又は市区町村に居住していた世帯
- (3) 申請時において、次のいずれかに該当する世帯
  - ア 夫婦ともに（配偶者がいない世帯にあつては申請者が）50歳未満の世帯
  - イ 夫婦又はそのいずれか（配偶者がいない世帯にあつては申請者）が50歳以上で、助成対象地区内の学校に通学する中学生以下の子を有する世帯。ただし、当該子が未就学の場合は、助成対象地区内の学校へ通学することを誓約する場合に限る。
- (4) 取得住宅に10年以上定住する世帯
- (5) 町内会に加入し、地域の活性化に協力する世帯
- (6) 税の滞納がない世帯

(助成金の金額)

第5条 助成金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

3 助成金の交付は、同一世帯に対し1回限りとする。

(助成金の申請)

第6条 申請者は、規則で定める方法により、町長に申請しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 町長は、助成金の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部又は一部について、別表第2に定める額の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(1) 取得住宅を、助成金の交付を受けた日以後10年未満で売却、譲渡又は貸与したとき。

(2) 取得住宅から、助成金の交付を受けた日以後10年未満で転居したとき。

(3) 申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(4) 町内会から退会したとき。

(5) 第4条第3号イ又は第5条第1項に該当する子が、助成対象地区以外の学校に通学したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(報告及び調査)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、受給者に対し書類の提出等により報告を求めることができる。

2 受給者は、前項の規定により報告を求められた場合は、速やかにその求めに応じなければならない。

3 町長は、前2項によるもののほか、受給者からの同意を得て、公簿等の閲覧又は関係機関への照会等により、担当職員に調査を行わせることができる。

(適用除外)

第9条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しない。

(1) おいらせ町地域の元気再生定住促進条例(平成25年おいらせ町条例第30号)に規定する助成金の交付を受けた場合

(2) おいらせ町定住促進条例(平成29年おいらせ町条例第21号)に規定する助成金の交付を受けた場合

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条から第8条の規定

は、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

助成金の種類			要件	金額
住宅取得 助成金	基本助成 金	新築住宅	この条例の施行後に新築住宅を取得し、その住宅に居住した場合	土地及び住宅の取得費の総額の10% (上限100万円)
		中古住宅	この条例の施行後に中古住宅を取得し、その住宅に居住した場合	土地及び住宅の取得費の総額の10% (上限60万円)
	子育て加 算助成金		申請時において中学生以下の子又は胎児を有しかつ当該子が助成対象地区内の学校に通学する(未就学児の場合は通学することを誓約する)場合	中学生以下の子又は胎児1人につき10万円
増改築助 成金		親等同居 住宅	この条例の施行後に親等と同居するための住宅を増改築し、その住宅に居住した場合とし、対象経費は以下のとおりとする。 (1)台所、トイレ、浴室等の水回りの増築又は改修工事 (2)内装の改修工事 (3)屋根、外壁、基礎等の増築又は改修工事	対象経費の10% (上限20万円)

別表第2（第7条関係）

助成後の年数	返還を命ずる金額
3年以内	交付額の100分の100
3年超5年以内	交付額の100分の70
5年超7年以内	交付額の100分の40
7年超10年未満	交付額の100分の20